

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	合志市 滞納整理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納整理
②事務の概要	各賦課データの納付状況を管理し、納付指導を行う。また、分納誓約や滞納処分などの滞納整理に関連する事務を行う。
③システムの名称	滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 滞納処分ファイル 2. 交渉記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <input type="checkbox"/> 課題が残されている
判断の根拠	滞納整理システムにおいて、特定個人情報の閲覧は目的外利用となるため、システム上表記もされておらず職員が入手することはできない。また、他業務においても担当業務に関連する範囲のみの閲覧制限がされているなどシステムにおいて対策が構築されており、リスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月4日	特定個人情報ファイルを扱う事務	各賦課データの納付状況の管理し、納付指導を行う。	各賦課データの納付状況を管理し、納付指導を行う。	事後	文言修正
平成29年3月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成30年2月5日	I関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 渡邊 和代	課長 米澤 伸仁	事後	
平成30年2月5日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成30年2月5日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成29年3月15日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成31年2月8日	I関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
平成31年2月8日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月8日	「IVリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和4年1月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和4年1月14日時点	事後	
令和5年3月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和5年3月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月14日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和6年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月16日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和6年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月16日時点	令和6年3月15日時点	事後	
令和7年2月17日	I関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年2月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月15日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和8年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月26日時点	令和8年3月11日時点	事後	
令和8年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月26日時点	令和8年3月11日時点	事後	